



# 南あわじ市 自治会運営支援ハンドブック ～ 令和 8 年度版 ～



## 前回(令和7年4月)発行からの改訂内容




- ① 「単位自治会長予定表」を令和8年度版に更新 P.2~4
- ② 「第2編 補助金・支援制度情報」の事業の一部更新 P.7
- ③ 「南あわじ市役所 問い合わせ一覧」を更新 P.39~40

南あわじ市公式LINE から  
自治会運営に関する  
補助金・支援制度情報  
を見られるようになりました！

暮らし ▶ 自治会運営 ▶ 自治会運営支援の順にタップ

お友達登録

LINE公式アカウントは南あわじ市役所が運営しています。安心してご利用ください。

	目次	P.1
	令和8年度 単位自治会長予定表	P.2
	第1編 自治会運営について 認可地縁団体制度について	P.6
	第2編 補助金・支援制度情報	
	1) 制度情報一覧	P.7
	2) 自治会運営(集会所、だんじり)	P.8
	3) 環境美化(ごみ集積箱・ステーション、清掃活動 など)	P.11
	4) 消防・防災(消防施設、自主防災 など)	P.15
	5) 防犯(防犯カメラ、防犯灯)	P.20
	6) 交通安全	P.21
	7) 獣害対策(被害防護柵)	P.21
	8) 空き家対策(空き家バンク制度奨励)	P.22
	(参考：兵庫県)令和7年度 地域づくり活動に対する助成金	P.23
	第3編 行政等からの依頼内容	
	1) 人選依頼	P.27
	2) 配布物の依頼	P.36
	3) 募金・寄付金の依頼	P.37
	4) 市全域事業への参加	P.38
	南あわじ市役所 問い合わせ先一覧	P.39

※ このハンドブックでの用語について

単位自治会 市内 202 の自治会を指します。(例:市地区 十一ヶ所自治会)

# 令和8年度 単位自治会長予定表

ここでは、毎年あるもの、決定している全市的な行事などを記載しています。

これ以外に、各地区(21地区)の行事や、単位自治会個別の予定が発生することもあります。

また配布物は、市連合自治会理事会で承認を得たものが追加される場合があります。

**予定表には、空欄も設けておりますので、追加で書き込むなどして活用してください。**

時期	提出物、依頼内容等	要提出 (期限)	部署	関連 ページ	
4月	上旬	【郵送】日本赤十字社 活動資金の募集 ・納入依頼がある。	○ (7月下旬までに)	福祉課	P.44
	中旬	【郵送】「自主防災組織役員台帳届」 「自主防災組織備蓄物品等一覧」 の提出依頼が送付される。	○ (6月下旬までに)	危機管理課	
	4月下旬 から 6月下旬	社会福祉協議会会費の納入依頼がある。 ※社会福祉協議会が各地区会議等で依頼	○ (9月末までに)	社会福祉協議会	P.44
5月	上旬	【郵送】「鳥獣被害防止総合対策事業補助金 (柵整備)の次年度要望調査」が 送付される。	○ (要望があれば 7月初旬までに)	農林振興課	P.28
	5月末 から 6月上旬	【郵送】7月全島一斉清掃実施依頼が送付 される。 ※実施に必要なゴミ袋は、市民交流センターを 通じて配布される。	—	環境課	P.45
	5月21日	南あわじ市連合自治会大会・地域づくり 大交流会が開催される	—	市連合自治会 (市民協働課)	
6月	上旬	【郵送】「自治会集会所の改修等の次年度 予定調査」が送付される。	○ (8月下旬までに)	市民協働課	P.15
	上旬	「消防施設及び設備等整備の次年度予定 調査」が消防団を通じて実施される。	○ (8月下旬までに)	危機管理課	P.22
	上旬	【郵送】「土嚢用土砂・土嚢用袋の申請書」 が送付される。	○ (希望があれば)	危機管理課	P.25

時期		提出物、依頼内容等	要提出 (期限)	部署	関連 ページ
7月	上旬	全島一斉清掃の実施	—	環境課	P.45
	下旬	【郵送】「ケーブルテレビ視聴補助金交付 申請書兼請求書」の提出依頼が 送付される。 【ケーブルテレビ契約を行っている自治会のみ】	○ (8月下旬までに)	市民協働課	P.16
8月	8月中旬 から 10月下旬	赤い羽根共同募金(戸別募金)の納入依頼 がある。 ※社会福祉協議会が各地区会議等で依頼	○ (11月末までに)	社会福祉協議 会	P.44
9月	9月末 から 10月上旬	【郵送】11月全島一斉清掃実施依頼が送 付される。 ※実施に必要なゴミ袋は、市民交流セン ターを通じて配布される。	—	環境課	P.45
10 月	上旬	【郵送】11月に実施する「市総合防災訓 練」の依頼文書と、実施後提出する実績報 告書が送付される。 ※訓練実施に自主防災補助金を活用する 場合は、事前申請が必要。	○ (実績報告提出 :訓練実施後)	危機管理課	P.45
11 月		全島一斉清掃の実施		環境課	P.45
		市総合防災訓練の実施 ※実施後:10月に送付された実績報告書を提出		危機管理課	
	下旬	全戸配布「門松代用カード」が市民交流 センターを通じて配布される。		農林振興課	P.43
12 月	下旬	【郵送】「有害鳥獣被害状況調査票」の提出 依頼が送付される。	○ (2月下旬までに)	農林振興課	P.28

時期		提出物、依頼内容等	要提出 (期限)	部署	関連 ページ
1月					
2月	中旬	全戸配布「ごみカレンダー」が市民交流センターを通じて配布される。		環境課	P.43
3月					
自治会長を 退任したら		次期会長へ引継ぎを行うとともに、市民交流センターに「自治会長報告用紙」を提出する。	○ (決定後直ちに) 様式・・・P.5	市民協働課 /市民交流センター	P.5

※令和8年度前半に、自治会実態調査を実施する予定です。今後の自治会支援策の参考にさせていただきたいと考えておりますので、単位自治会長の皆さまにアンケートの回答にご協力のほどよろしくお願いします。

～メモ～

市民交流センターへ提出

## 単位自治会長 報告用紙

令和 年度 単位自治会名

--

1	ふりがな		配布物 必要世帯数 (自治会員世帯数)	
	自治会長名			
2	就任年月日	年 月 日 就任	自治会隣保数	
3	住 所	〒 南あわじ市		
4	自宅電話番号			
5	携帯番号			
6	FAX番号			

※ 過去に、単位自治会長あるいは地区自治会長を歴任の場合は、その就退任年月日及び  
役職名を下記の空白箇所に記入願います。

単位・地区自治会長名	就任年月日	退任年月日
	年 月 日 就任	年 月 日 退任
	年 月 日 就任	年 月 日 退任
	年 月 日 就任	年 月 日 退任
	年 月 日 就任	年 月 日 退任
	年 月 日 就任	年 月 日 退任
	年 月 日 就任	年 月 日 退任

※ 南あわじ市連合自治会事務及び行政との連絡のために使用させていただきます。

※自治会長が交代する際に、各市民交流センターへご提出のほどよろしく願います。

# 第1編 自治会運営について

## 認可地縁団体制度について



自治会は、老人クラブやPTA等と同じく「任意団体」、「権利能力なき社団」と位置付けられていますが、市への申請手続きを行うことにより「認可地縁団体」として、法人格を取得することができます。

### Q どんな場合に認可地縁団体になることが多い？

自治会によって異なりますが、以下の理由によることが多いです。

- ・自治会の名義で、土地や建物の不動産登記をしたい
- ・自治会名義で契約を行うが、契約に自治会印の印鑑登録証明書が必要

### Q 認可地縁団体になると？

法人格を取得することで、上記のようなメリットがある一方で、代表者の変更、規約の変更等が生じた場合に、市に変更手続きが必要となります。

### Q 認可地縁団体になるには、どういった申請が必要？

認可登録の申請には、次の書類の提出が必要です。

詳細の手続内容は、『地縁団体認可申請ハンドブック』にまとめています。

申請を検討している自治会は、市民協働課(☎43-5244)までお問い合わせください。(ハンドブックの提供も可能です)

- ・ 認可申請書
- ・ 規約
- ・ 構成員名簿
- ・ 過去3箇年の総会資料
- ・ 代表者(申請者)の就任承諾書
- ・ 議事録の写し(認可申請と役員選出を総会で議決したことを証する書類)

### Q 認可地縁団体の代表者変更には、どういった手続きが必要？

代表者変更には、次の書類の提出が必要です。

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 議事録の写し(役員選出を総会で議決したことを証する書類)

※その他の告示事項等(名称、区域、事務所の所在地等)や規約に変更があった場合も手続きが必要です。

## 第2編 補助金・支援制度情報

自治会に対する市の各種補助金・支援制度【令和8年度時点】を掲載します。

区分		対応する補助制度等	担当課
自治会 運営	①	自治会の集会所を修繕・新築したい 自治会の集会所に下水道を接続したい	集会所等建設事業補助金 市民協働課 ☎43-5244
	②	自治会で支払っている集会所のケーブルテレビ料金への補助は？	集会所ケーブルテレビ視聴補助金 市民協働課 ☎43-5244
	③	自治会の集会所等に合併処理浄化槽を設置したい	合併処理浄化槽 設置整備事業補助金 下水道課 ☎43-5228
	④	だんじり等を修繕したい	一般コミュニティ助成事業補助金 市民協働課 ☎43-5244
環境 美化	⑤	ごみ集積箱を設置したい	ごみ集積箱設置補助金 環境課 ☎43-5214
	⑥	ごみステーションを整備したい	ごみステーション施設 整備費補助金 環境課 ☎43-5214
	⑦	不法投棄防止の看板を設置したい	不法投棄禁止等の 注意看板の支給 環境課 ☎43-5214
	⑧	公共施設・集会所・道路・公園などの清掃活動を実施する	清掃奉仕活動 ごみ処理手数料の減免 環境課 ☎43-5214
	⑨	市道の草刈り、側溝清掃活動を実施する	市道の草刈り・側溝清掃に 対する助成 建設課 ☎43-5226
	⑩	市道や河川を地域で補修、改良する	原材料費及び 重機借上げ費の支給 地域協働インフラメンテナンス 事業 建設課 ☎43-5226
消防 防災	⑪	消防施設(屯所・器具庫等)を修繕・新築する 消防設備(消防自動車等)を購入・整備する	消防施設及び設備等整備費補助金 危機管理課 ☎43-5203
	⑫	防災資機材を購入・整備する 防災訓練、学習会を実施する	自主防災組織育成事業補助金 危機管理課 ☎43-5203
	⑬	風水害対策用の土嚢用土砂、袋がほしい	土嚢用土砂、土嚢用袋の支給 危機管理課 ☎43-5203
	⑭	避難経路、一時避難場所を整備する	避難経路等整備費補助金 危機管理課 ☎43-5203
	⑮	災害時の井戸水提供を希望する人(事業者)がいる。	災害時協力井戸登録制度 危機管理課 ☎43-5203
防犯	⑯	防犯カメラを設置したい	防犯カメラ設置費補助金 危機管理課 ☎43-5203
	⑰	防犯灯を設置・廃止・修繕したい	市で設置・廃止・修繕対応(要件あり) 危機管理課 ☎43-5203
交通 安全	⑱	市道等のカーブミラーの設置・廃止・修繕をしてほしい	市で設置・廃止・修繕対応(要件あり) 危機管理課 ☎43-5203
獣害 対策	⑲	シカ、イノシシの被害防護柵を設置したい	鳥獣被害防止総合対策 事業補助金(柵整備) 農林振興課 ☎43-5223
空き家 対策	⑳	空き家の所有者へ空き家バンク制度を奨励する	空き家確保支援事業 補助金(自治会) 都市政策課 ☎43-5227

## 自治会運営（集会所・だんじり）

### ① 集会所建設事業等補助金【市民協働課 ☎43-5244】



対象・・・自治会集会所の新築・改修・下水道引込工事

#### ◆補助額等(令和8年度時点)

対象事業	補助率	補助金の限度額
① 事業費 100 万円以上の新築・増築	事業費の1/2	1,000 万円
② 事業費 100 万円以上の改修	事業費の1/3	600 万円
③ 下水道の引き込みに係る工事 (事業費 100 万円未満でも対象)	事業費の1/3	300 万円
④ 災害復旧に係る工事 (事業費 100 万円未満でも対象)	事業費の1/2	1,000 万円

※補助金額は 1,000 円未満切り捨て

※加入世帯が 70 世帯未満の自治会⇒ ②改修工事、③下水道引込工事は次の加算あり

加算額：「事業費の1/3」×「(70-加入世帯数)／100」

※加入世帯数が 20 未満の場合は、20

#### ◆手続きについて（災害復旧を除く）

工事を行う前年度に・・・ 6月に市民協働課から送付する「予定調査票」で、「ある」と回答

⇒ 10月までに工事の見積書を市民協働課に提出

⇒ 市民協働課にて予算計画（3月下旬 予算確定）

工事を行う年度に・・・ 予算が確定次第、市民協働課より補助金申請の案内を送付



② 集会所ケーブルテレビ視聴補助金 【市民協働課 ☎43-5244】

対象・・・自治会集会所のケーブルテレビ視聴料金

◆補助額等(令和8年度時点)

1月当たり 1,650 円 (ケーブルテレビ視聴料金と同額)

◆手続きについて (災害復旧を除く)

7月下旬に市民協働課より、案内と「申請書兼請求書」の様式をお送りします。

\\ 令和8年度から補助金の交付時期が変わります! //

～令和7年度:毎年度1月に市から補助金案内、2月～3月に補助金支払い。

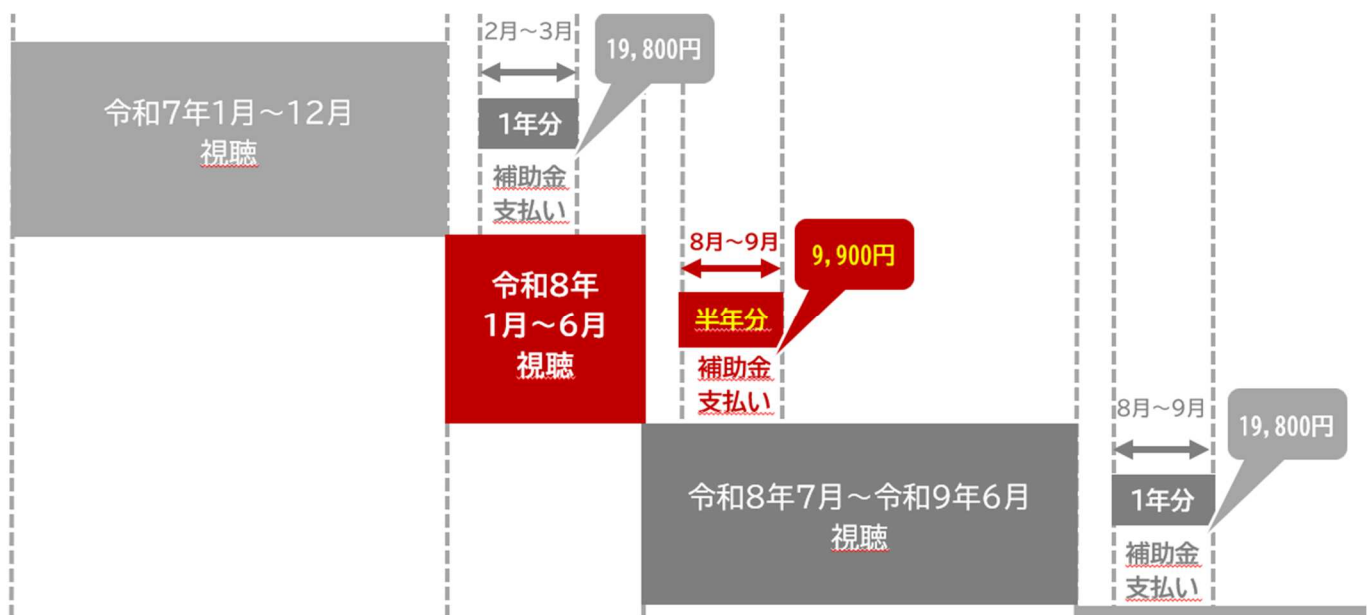
課題:会長を含む役員交代の自治会は、通帳名義を変更。

⇒自治会の通帳名義が一致しないことによる補助金支払いの遅延発生。



令和8年度～:7月に市から補助金案内、8月～9月に補助金支払い。

**令和8年度は、調整のため、半年分の 9,900 円を支払う予定です**



【提出物】・市民協働課から送付した「申請書兼請求書」

- ・6月分ケーブルテレビ視聴料金の支払いがわかるもの  
(通帳写し(7月 27 日口座引き)または6月分領収書写し)

※ スマートフォン等による電子申請も可能。

ケーブルテレビの解約を検討している自治会は、自治会内で協議の上、市民協働課までご連絡ください。解約手続きをご案内いたします。

### ③ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金【下水道課 ☎43-5228】

対象・・・自治会集会所等の合併浄化槽設置(市が定める区域に限る)



#### ◆補助額等(令和8年度時点)

補助対象区分	補助率	補助金の限度額
合併浄化槽を新たに設置する場合 ※ 特例区域の場合は限度額が異なります	5人槽 6～7人槽	332,000円 414,000円
自然災害による滅失又は全損した合併処理浄化槽について新たに合併処理浄化槽を設置する場合	8～10人槽 11人槽以上	548,000円 939,000円
既存の単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を新たに設置する場合	すべての人槽	90,000円
既存のくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合(宅内配管工事)	すべての人槽	120,000円

#### ◆手続きについて(災害復旧を除く)

【**随時**】申請を検討している自治会は下水道課にご連絡ください。

### ④ 一般コミュニティ助成事業補助金【市民協働課 ☎43-5244】

対象・・・だんじり修繕などのコミュニティ機能を強化する事業



#### ◆補助額等(令和8年度時点)

100万円～250万円まで (10万円未満は切り捨て)

※ (一財)自治総合センターからの補助金を南あわじ市経由で交付します。

※事業採択は、概ね1年あたり1～2自治会です。(令和8年度採択は1自治会)

#### ◆手続きについて

【**随時**】応募を検討している自治会は、市民協働課へご連絡ください。

※ご連絡いただいた自治会へ**8月に募集書類を送付**します。

一度ご連絡いただければ、**事業採択を受けるまで毎年度募集書類を送付**します。

#### 【以降の流れ】

修繕を行う**前年度**の **8月** 市民協働課より、連絡のあった自治会に募集書類を送付  
**9月** 自治会より市民協働課へ応募書類を提出⇒抽選会の実施  
⇒(抽選により採択されたら)市民協働課より必要手続きを案内  
修繕を行う年度に 市民協働課より補助金申請の案内を送付します。



## 環境美化

### ⑤ ごみ集積箱設置補助金 【環境課 ☎43-5214】



対象・・・自治会が管理する ごみ集積箱の設置

#### ◆要件

- ・ 原則3世帯以上の利用があり、自治会で用地確保・周辺住民の同意を得ていること
- ・ ごみ収集ルート上であること(不明な場合は、環境課まで事前相談を行ってください)

#### ◆補助額等(令和8年度時点)

対象事業	補助率	補助金の限度額
ごみ集積箱設置に要する費用	事業費の 1/2	1 基につき 50,000 円

#### ◆手続きについて

**【随 時】** 随時申請を受け付けています。申請には次のものが必要です。

- ・見積書
- ・設置場所の地図と利用者名簿（地図等に記載したもの 等）

#### ◆その他

設置場所の追加・変更を伴う場合は、収集ルートの協議、調整が必要となります。

**環境課に事前相談**を行ってください。



⑥ ごみステーション施設整備費補助金 【環境課 ☎43-5214】

対象…自治会が管理する ごみステーションの整備

◆要件

- ・自治会で用地確保・周辺住民の同意を得ていること

◆補助額等(令和8年度時点)

対象事業	補助対象基準額
ごみステーション建築費	1㎡当たり 35,000 円 (補助限度額 350,000 円)
ごみステーション建築に伴う付帯施設整備費	給水施設 50,000 円 照明施設 50,000 円

※補助金額は 100 円未満切り捨て

※ごみステーションで利用するコンテナ、分別用のプレート、雑がみ・ペットボトル

- ・容器包装プラスチック・製品プラスチック・白色食品トレイ用ネットは環境課より支給

◆手続きについて

【随 時】 環境課に事前相談を行ってください。(収集ルート協議、調整のため)

⑦ 不法投棄禁止等の注意看板の支給 【環境課 ☎43-5214】

不法投棄禁止、犬のフン放置禁止の看板を無料で支給

◆支給枚数

同一種類の看板は、各自治会、年度最大2枚まで支給します。

◆設置について

設置については、自治会でお願いします。

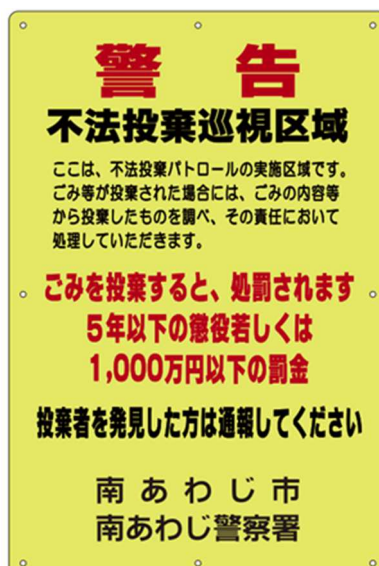
◆手続きについて

【随 時】 設置場所を決定の上、環境課までご相談ください。

≪看板例≫



縦 50cm×横 35cm 程度



縦 60cm×横 40cm 程度



縦 50cm×横 35cm 程度

⑧ 清掃奉仕活動ごみ処理手数料の減免 【環境課 ☎43-5214】

公共施設及びその周辺、自治会の集会所、道路、公園など公益性の高い場所で清掃奉仕活動を行う場合に、ごみ処理手数料を免除

◆対象となる団体

- ・ 自治会、老人クラブ、幼稚園及び小中学校 PTA など

◆対象となるごみ

- ・ 可燃ごみ（やまなみ苑で受入可能なもの）
- ・ 缶、瓶、ペットボトル等の資源ごみ（リサイクルセンターで受入可能なもの）など

◆ごみの搬入方法

- ・ ごみは飛散ないように搬入してください。
- ・ 処理施設への搬入は、清掃を実施した団体又は清掃場所管理者が直接搬入してください。

◆手続きについて

【随 時】清掃奉仕活動の実施予定日1週間前までに、環境課へご連絡ください。

⑨ 市道の草刈り・側溝清掃に対する助成 【建設課 ☎43-5226】

対象・・・市が管理する市道等の草刈り、側溝清掃活動への助成

◆補助額等(令和8年度時点)

対象区間	市が管理する市道、オニオンロード(市が除草する区間は除く)
助成対象	自治会
実施延長	100m以上(草刈り幅 1.0m)
助成金	道路除草:30 円/m 側溝清掃:260 円/m ※同一区域での助成限度回数は、除草:年2回、側溝清掃:年1回

※ 助成金は、予算が無くなり次第終了となります。

◆手続きについて

【随 時】実施前に、実施時期・実施場所を建設課まで事前に申し出てください。

【以降の流れ】

交付申請書提出 ⇒ 交付決定 ⇒ 作業の実施 ⇒ 実績報告書・補助金請求書の提出 ⇒ 補助金交付

⑩ 原材料費及び重機借上げ費の支給、地域協働インフラメンテナンス事業  
【建設課 ☎43-5226】

対象・・・市が管理する道路や河川を地域が補修、改良等を行う場合の支給

◆支給するもの(令和8年度時点)

原材料	土砂、碎石、生コンクリート、アスファルト合材等の材料費及びその他工事に必要とされる諸資材費
重機借上げ	必要な重機等の借上げ及び燃料費

◆地域協働インフラメンテナンス事業

▶地域住民では対応できない市道・河川維持、応急修繕作業を専門業者に依頼

事業費	1件当たり200千円(税込み)を上限とし、当事業の取り組みを単位自治会ごとに2回/年とする
事例	・山から道路にはみ出す高木の枝伐採 ・擁壁、側溝蓋の修繕(ひび割れ補修や漏水箇所の補修) ・軽微な舗装の修繕

◆手続きについて

【随 時】実施前に、建設課まで事前に申し出てください。

【インフラメンテナンス事業】

地域で業者選定、見積もり徴収し、市へ報告

⇒市にて実施の判断、発注、検査、支払いを行う。

# 消防・防災

## ⑪ 消防施設及び設備等整備費補助金 【危機管理課 ☎43-5203】

対象・・・消防車両・ポンプの購入及び、器具庫などの消防施設や設備の整備

### ◆補助額等(令和8年度時点)

補助対象	種別	補助率	補助金の限度額
① 器具庫	新設	2/3以内	7,000,000 円
	増築・改築	2/3以内	3,000,000 円
	改修・修理	1/2以内	2,000,000 円
② 器具庫サイレン	新設・修理	1/2以内	300,000 円
③ ホース乾燥台	新設・修理	1/2以内	400,000 円
④ 消防ポンプ自動車 (CD-I 級)	購入	10/10 以内	
	修理	1/2以内	
⑤ 小型動力ポンプ積載用 軽自動車	購入	10/10 以内	
	修理	1/2以内	
⑥ 小型動力ポンプ積載用 普通自動車	購入	10/10 以内	
	修理	1/2以内	
⑦ 小型動力ポンプ (B-2級)	購入	10/10 以内	
	修理	1/2以内	
⑧ 消防器具機材	購入・修理	1/2以内	
⑨ 無線機	購入	1/2以内	地区本部無線の更新は、2/3 以内
⑩ 防火水槽	新設・修理	2/3以内	消防水利の基準に基づき設置が必要とされるもの
⑪ 消火栓	新設	2/3以内	75 ミリ以上の上水道管が布設された箇所で、消防水利の基準に基づき設置が必要とされるもの

※補助金額は 1,000 円未満切り捨て

※補助金の対象となるのは、事業費(単位当たり)150,000 円以上のもの

## ◆手続きについて

通常、**消防団を経由して手続き**を行うこととなります。

**前年度に** … 6月に危機管理課から要望照会

⇒ 8月下旬までに要望書・見積書を危機管理課に提出

⇒ 危機管理課にて予算確保（3月下旬 予算確定）

実施年度に … 危機管理課より手続きを案内します。なお、自動車及びポンプ（④～⑦）の購入については市において発注等を進めます。



⑫ 自主防災組織育成事業補助金【危機管理課 ☎43-5203】

対象…防災訓練や学習会の実施、防災資機材の整備 など



## ◆補助対象事業

補助対象組織	対象事業
結成して3年以内の自主防災組織	自主防災組織の整備を図る事業
上記の事業が完了した自主防災組織	自主防災組織の活性化を図る事業

⇒ 補助額等は次ページをご覧ください。

◆補助額等(令和8年度時点)

対象事業	世帯数	補助金の限度額	補助率
自主防災組織の整備を図る事業 1 防災マップの作成 2 防災訓練の実施 3 防災資機材の整備 4 避難開始時期の取決め など ※1～3の事業は必ず実施すること	50 世帯未満	300,000 円/3 年以内	4/5
	50 世帯以上 100 世帯未満	400,000 円/3 年以内	
	100 世帯以上 150 世帯未満	500,000 円/3 年以内	
	150 世帯以上 200 世帯未満	600,000 円/3 年以内	
	200 世帯以上	700,000 円/3 年以内	
自主防災組織の活性化を図る事業 1 避難経路等の簡易な整備 2 防災訓練の実施 3 防災資機材の整備 4 学習会の開催 など ※毎年1回以上、防災訓練等を実施すること	50 世帯未満	120,000 円/年	4/5
	50 世帯以上 100 世帯未満	140,000 円/年	
	100 世帯以上 150 世帯未満	170,000 円/年	
	150 世帯以上 200 世帯未満	210,000 円/年	
	200 世帯以上	250,000 円/年	

※補助金額は 1,000 円未満切り捨て

◆手続きについて

【随 時】実施(購入)前に申請が必要となります。危機管理課へご相談ください。



⑬ 土嚢用土砂・土嚢用袋の支給 【危機管理課 ☎43-5203】

風水害対策用の土嚢用土砂、土嚢用袋を支給します。

◆手続きについて

6月上旬 危機管理課より申請書を送付

→【随時】 自治会より危機管理課へ申請書を提出

※土嚢用土砂、袋の受け取りについては申請時に相談

⑭ 避難経路等整備費補助金 【危機管理課 ☎43-5203】

対象・・・避難経路などを整備

◆補助対象事業

対象事業	内容
避難経路の整備を図る事業	① 舗装工事 ② 擁壁工事 ③ 手摺設置工事 ④ 防護柵設置工事
一時避難場所の整備を図る事業	① 整地工事 ② 擁壁工事 ③ 舗装工事 ④ 防護柵設置工事

※整備した避難経路等は、自治会において維持管理をお願いします。

◆補助額等(令和8年度時点)

工事施工種別	補助率
【直接】 自治会が直接施工を行う場合	材料経費の全額
【請負】 外部へ発注する場合	経費の2/3以内

※南あわじ市津波ハザードマップにおける津波浸水想定地域については、経費の全額を補助

◆手続きについて

【随時】 危機管理課へご相談ください。

## ⑮ 災害時協力井戸登録制度 【危機管理課 ☎43-5203】



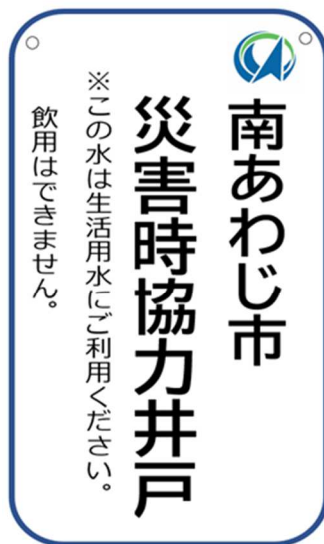
大規模な災害により、断水になった場合、生活用水として無償で井戸水を提供いただける協力者(事業所)を募集しています。

地域防災力の強化につながる制度ですので、自治会内での積極的周知をご検討ください。

### 《登録要件》

1. 市内に所在する井戸であること
2. 現に使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること
3. 災害時に無償で井戸水を提供できること
4. 生活用水として使用できる水質であること **(市で水質検査を実施します。)**
5. 井戸枠等があり安全に使用できること
6. 井戸水を汲み上げるための設備を有すること
7. 井戸の所在地等を公表することについて同意いただけること

※災害時協力井戸として所有の井戸を登録していただいた方(事業所)には、標識を配布、市HPに掲載します。



### ◆手続きについて

**【随 時】**危機管理課へご相談ください。

# 防 犯



## ⑯ 防犯カメラ設置費補助金 【危機管理課 ☎43-5203】

対象・・・街頭犯罪予防を目的として公道等に常設する防犯カメラ整備

### ◆補助額等(令和8年度)

補助額	1箇所 8万円（上限）※1,000円未満切り捨て
補助対象個所数	1団体 1箇所
補助対象経費	街頭犯罪予防を目的として公道等に常設する防犯カメラの設置経費(防犯カメラ購入費、設置工事費、標識購入費 等)
撮影場所	道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること ※ 公会堂等の団体財産の管理目的での設置は対象外

### ◆手続きについて

**【募集期間内に】** 危機管理課へ応募書及び関係書類を提出してください。

※詳細については危機管理課へお問い合わせください。

## ⑰ 防犯灯の設置・廃止・修繕 【危機管理課 ☎43-5203】

国道、県道、市道等の必要な場所に市では防犯灯を設置しています。

詳細については危機管理課へお問い合わせください。

### ◆手続きについて

**【随 時】** 新たな設置、廃止、修繕の要望は、危機管理課までご相談ください。



### ◆材料支給について

上記以外の道路に関しては、防犯灯器具の材料支給を行っています。

希望する自治会は、危機管理課までご相談ください。

## 交通安全

### ⑱ カーブミラーの設置・廃止・修繕 【危機管理課 ☎43-5203】

市道、公衆用道路を通行する上で、見通しの悪いカーブや交差点に、市ではカーブミラーを設置しています。

#### ◆手続きについて

**【随時】** カーブミラーの設置・廃止(移設)・修繕の要望は、危機管理課までご相談ください。



## 獣害対策

### ⑲ 鳥獣被害防止総合対策事業補助金(柵整備) 【農林振興課 ☎43-5223】

対象・・・国事業を活用したシカ、イノシシの被害防護柵の整備



#### ◆補助額等(令和8年度)

対象事業	防護柵資材購入費
	【柵の種類例】 金網柵(ロール状)、ワイヤーメッシュ柵
助成対象	自治会
助成率	85/100 (ただし、事業内容により上限あり)

#### ◆手続きについて

**前年度5月上旬** 農林振興課(鳥獣対策室)より事業周知、**要望調査の案内送付**  
⇒ 自治会より要望調査回答 ⇒ 現地確認・事業調整

実施年度 南あわじ市鳥獣被害防止対策協議会より、一括して発注  
⇒ 12月までに要望自治会に納品 ⇒ 2月までに設置完了

# 空き家対策

⑳ 空き家確保支援事業補助金(自治会) 【都市政策課 ☎43-5227】

対象・・・空き家の所有者へ空き家バンク制度を奨励した自治会



## ◆要件

- ・ 空き家の所有者へ「空き家バンク制度を紹介・説明し、登録のための書類を渡す」こと
- ・ 上記の奨励を行った物件が、2年以内に空き家バンクに登録されること

## ◆補助額等(令和8年度)

空き家バンク登録1件につき 50,000円

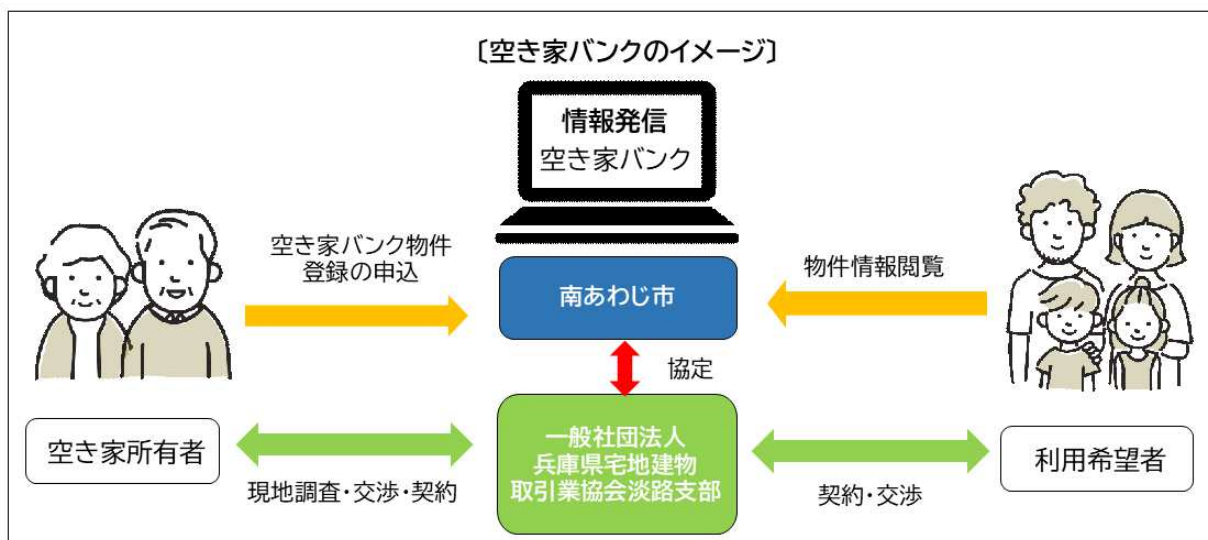
## ◆手続きについて

**【随 時】** 都市政策課にご相談ください。

《補助金を受けるまでの流れ》

活動実施	空き家の所有者に空き家バンク制度を奨励
報告書提出	事前申出書(奨励等実施報告書)を都市政策課に提出
登録されたら	都市政策課から、対象自治会に申請書類を送付します。

※ 奨励後2年を経過して登録された場合は対象外



## (参考:兵庫県) 地域づくり活動に対する助成金

兵庫県では、ホームページに助成金情報一覧と事業概要を掲載しています。

なお、掲載している情報は、自治会以外を対象としたものも含まれていますのでご注意ください。

兵庫県 地域づくり 助成

検索

(参照 URL)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/joseikin/r5kenminyakudou.html>

### ◇助成金情報一覧 (一部掲載)

※令和7年度情報をもとに作成しています。

事業名	保健 健康 福祉	まち づくり	文化 芸術 スポ-ツ	環境の 保全	地域 安全 活動	子ども の健全 育成	その他
地域づくり活動応援事業	●	●	●	●	●	●	●
ひょうご安全の日推進事業助成金					●		
「子ども食堂」応援プロジェクト ～貧困の子どもたちにあたたかいご飯を～	●					●	
ひょうご環境保全活動助成金				●			
県民まちなみ緑化事業		●		●	●		●
空き家活用支援事業 (地域交流拠点型)		●					

※ 上記はあくまで掲載内容の一部です。

◇事業概要（一部掲載） ※令和7年度情報をもとに作成

事業名	地域づくり活動応援事業				
助成対象（者）	地域団体	個人	団体・グループ	NPO	その他
	○		○		
内容・対象事業	地域団体やグループ等が実施する地域課題の解決や地域活性化に向けた取組みなどに対し助成する。 ※各県民局・県民センターブロック単位で募集を行い、審査の後助成額を決定する。				
助成金額	原則 30 万円以内/団体				
募集時期/応募方法	・各県民局・県民センター単位で募集時期を決定（3～5月頃） ・各県民局・県民センターの募集期間内に申請書を提出				
問い合わせ先	各県民局・県民センター担当課 〔本冊子最終ページ（各地域の県民局・県民センター）に詳細記載〕				
詳細 URL	各県民局、県民センターホームページ				

事業名	ひょうご安全の日推進事業助成金				
助成対象（者）	地域団体	個人	団体・グループ	NPO	その他
	○		○	○	企業・事業所、学校（実践活動、防災学習支援事業のみ）
内容・対象事業	「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、地域団体など県民の皆さんによる、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し安全・安心な社会づくりを推進するため、日々の生活の中で防災減災に取り組む「災害文化」を広める事業を支援する。				
助成金額	①全県事業 5万円～100万円以内 ②地域事業 2万円～50万円以内 ③自主防災組織強化支援事業 26万円以内 ④実践活動事業 2万円～30万円以内 ⑤防災リーダー活動支援事業 5万円以内 ⑥若者支援事業 10万円以内 ⑦防災学習支援事業 2万円～30万円以内				
募集時期/応募方法	<p>[募集時期]</p> <p>①②の事業          &lt;4月～5月開始事業&gt;          2/25～3/7          &lt;6月～8月開始事業&gt;          4/1～4/18          &lt;9月～11月開始事業&gt;          7/1～7/18          &lt;12月～3月開始事業&gt;          10/1～10/20</p> <p>③⑤の事業          事業開始月の前々月 20 日まで</p> <p>④⑥⑦の事業          事業開始月の前月 5 日まで</p> <p>[申請方法]</p> <p>①②④⑥⑦の事業はひょうご安全の日推進県民会議事務局に、③⑤の事業は各市町の自主防災組織担当課に申請書類を提出</p>				
問い合わせ先	<p>①②④⑥⑦の事業 ひょうご安全の日推進県民会議（兵庫県危機管理部防災支援課）          〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1          TEL 078-362-9984 FAX 078-362-4459</p> <p>③⑤の事業 ひょうご安全の日推進県民会議（兵庫県危機管理部消防保安課）          〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1          TEL 078-362-9062 FAX 078-362-9915</p>				
詳細 URL	<a href="https://19950117hyogo.jp/calendar/">https://19950117hyogo.jp/calendar/</a>				

事業名	「子ども食堂」応援プロジェクト～貧困の子どもたちにあたたかいごはんを～				
助成対象（者）	地域団体	個人	団体・グループ	NPO	その他
	○		○	○	
内容・対象事業	<p>〔補助対象〕 新たに「子ども食堂」を立ち上げる団体等</p> <p>〔補助内容〕 「子ども食堂」立上げに必要な経費 (冷蔵庫、炊飯器や食器購入費等)</p>				
助成金額	予算の範囲内で必要と認める額				
募集時期/応募方法	<p>〔募集時期〕 4月下旬～翌年2月（予定）</p> <p>〔応募方法〕 地域福祉課に申請書類をメール等で提出</p>				
問い合わせ先	<p>〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県福祉部 地域福祉課 TEL 078-362-3181 FAX 078-362-4262</p>				
詳細 URL	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/2901kodomosyokudou.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/2901kodomosyokudou.html</a>				

事業名	ひょうご環境保全活動助成金				
助成対象（者）	地域団体	個人	団体・グループ	NPO	その他
	○		○	○	
内容・対象事業	<p>環境の保全と創造に関する活動を行っている団体に対し、その活動経費の一部を助成し、環境保全活動の一層の拡充を図ることにより、環境の保全と創造に資することを目的とするもので、助成対象となる活動は以下のとおり。</p> <p>①環境の保全と創造に関する思想の普及及び意識の高揚のための活動 ②環境の保全と創造に関する情報の収集及び交換のための活動 ③環境の保全と創造に関する調査研究活動 ④その他選考委員会が本要領の目的に合致すると認めた活動</p>				
助成金額	1 団体上限 10 万円				
募集時期/応募方法	<p>〔募集時期〕 4月下旬～（予定）</p> <p>〔応募方法〕 申請書をメールにて提出</p>				
問い合わせ先	<p>〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県環境部 水大気課内 ひょうご環境保全連絡会 TEL 078-341-7711(内3388) FAX 078-362-3966</p>				
詳細 URL	<a href="https://heca.jp/">https://heca.jp/</a>				

<b>事業名</b>	<b>県民まちなみ緑化事業</b>				
<b>助成対象（者）</b>	地域団体	個人	団体・グループ	NPO	その他
	○	○	○	○	法人
<b>内容・対象事業</b>	都市環境の改善や防災性の向上などを目的として、住民団体等が学校、公園、空地、広場、駐車場、建築物の屋上・壁面、駅周辺等の公共性が高い都心空間などで実施する植樹や芝生化などの緑化活動に要する経費を助成する。				
<b>助成金額</b>	○補助対象 ・住民団体（緑化資材費＋自主施工困難な施工費） ・個人・法人等（全体経費（緑化資材費＋施工費）） ○補助率 ・住民団体：10/10 以内 ・個人・法人等：1/2 以内				
<b>募集時期／応募方法</b>	【募集時期】4月1日～12月26日 【応募方法】市町担当課を通じて提出				
<b>問い合わせ先</b>	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県まちづくり部 都市政策課 緑化政策班 TEL 078-362-3563 ・各県民局・県民センター土木事務所 まちづくり建築課 （中・西播磨管内はまちづくり建築第1課） ・各市町都市緑化担当課				
<b>詳細 URL</b>	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html</a>				

<b>事業名</b>	<b>空き家活用支援事業（地域交流拠点型）</b>				
<b>助成対象（者）</b>	地域団体	個人	団体・グループ	NPO	その他
	○	○	○	○	市町
<b>内容・対象事業</b>	一戸建ての住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を地域交流拠点として活用する者等に対し、その改修に要する費用及び事務機器取得費（改修後にコワーキングスペースとするものに限る。）の一部を支援する。 ※改修後、地域団体等が10年以上地域交流拠点として活用することが条件 【対象市町】 政令市、中核市を除く市町 （姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域は対象）				
<b>助成金額</b>	●改修工事費 補助対象経費が100万円以上の工事に対し、その金額に応じて定額を補助 ○市街化区域以外の区域（合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域を含む。） ・一戸建ての住宅：75万円から500万円 ・共同住宅：100万円から350万円 ○市街化区域（合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域を除く。） ・一戸建ての住宅：35万円から250万円 ・共同住宅：50万円から175万円 ※市町が補助制度を有すること ●事務機器取得費 コワーキングスペースに活用する場合				
<b>募集時期／応募方法</b>	【募集時期】4月14日～10月31日（先着順） ※市町担当窓口申請書を提出				
<b>問い合わせ先</b>	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県まちづくり部 住宅政策課 住宅政策班（活用促進担当） TEL 078-362-3583				
<b>詳細 URL</b>	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiya/sato-akiya.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiya/sato-akiya.html</a>				

## 第3編 行政等からの依頼内容

市連合自治会を通して、自治会へさまざまな依頼があります。  
ここでは、毎年度、また何年度かごとに依頼のあるものを種別に掲載します。

### 人選依頼

No.	依頼内容 【頻度】	依頼先		次回依頼 (人選期限)	担当課
		地区 自治会	単位 自治会		
1	市民交流センター長兼地区公民館長 【2年ごと】	●		令和8年6月 (令和8年10月頃)	市民協働課
2	人権教育研究協議会地区代表理事 【2年ごと】	●		令和8年11月 (令和9年4月頃)	生涯学習課
3	選挙の投票管理者・立会人 【選挙の都度】	●		令和8年12月(県議選) (令和9年2月頃)	選挙管理委員会事務局
4	市民交流センター兼地区公民館職員 【2年ごと】	●		令和9年6月 (令和9年10月頃)	市民協働課
5	スポーツ推進委員 【2年ごと】	●		令和9年11月頃 (令和10年3月頃)	文化・スポーツ振興課
6	スポーツ協会理事 【2年ごと】	●		令和9年11月頃 (令和10年4月頃)	文化・スポーツ振興課
7	主任児童委員 【3年ごと】	●		令和10年6月初旬 (令和10年7月末)	福祉課
8	民生委員・児童委員 【3年ごと】		●	令和10年6月初旬 (令和10年7月末)	福祉課
9	民生・児童協力委員 【3年ごと】		●	令和10年8月中・下旬 (令和10年9月中旬)	福祉課
10	農業委員会委員 【3年ごと】	●		令和10年11月頃 (令和11年4月頃)	農業委員会事務局
11	農地利用最適化推進委員 【3年ごと】	●		令和10年11月頃 (令和11年4月頃)	農業委員会事務局
12	農林業センサス調査員 【5年ごと】		●	令和11年8月頃 (令和11年9月頃)	総務課
13	国勢調査調査員 【5年ごと】		●	令和12年4~5月頃 (令和12年6月頃)	総務課

**1. 市民交流センター長兼地区公民館長 【市民協働課 ☎43-5244】**

頻 度：2年ごと（直近の依頼:令和6年6月／次回の依頼:令和8年6月）

役 割：市内21地区での地域づくり支援(地域づくり協議会事務局長)、地区公民館  
運営業務(公民館長)、市役所窓口サービスの補完業務

依頼先：20地区自治会長・20地区地域づくり協議会長（沼島を除く）

人 数：1地区 1名

**2. 南あわじ市人権教育研究協議会地区代表理事 【生涯学習課 ☎43-5232】**

頻 度：2年ごと（直近の依頼:令和6年11月／次回の依頼:令和8年11月）

役 割：市民の人権教育及び啓発活動の推進

依頼先：21地区自治会長

人 数：1地区 1名

その他：地区事情により、1年ごとで交代も可能

**3. 選挙の投票管理者・投票立会人 【選挙管理委員会事務局 ☎43-5004】**

頻 度：選挙の都度（直近の依頼:令和8年1月(衆院選)

／次回の依頼:令和8年12月頃【R9.4県議選】）

役 割：投票日当日における投票管理者、投票立会人業務

依頼先：21地区自治会長

人 数：投票管理者 1投票所当たり 1名

投票立会人 1投票所当たり 2名【前半、後半で交代可】

その他：選挙執行の概ね2か月前に依頼します。

**4. 市民交流センター兼地区公民館職員 【市民協働課 ☎43-5244】**

頻 度：2年ごと（直近の依頼:令和7年6月／次回の依頼:令和9年6月頃）

役 割：市内21地区での地域づくり支援、地区公民館運営業務、市役所窓口  
サービスの補完業務

依頼先：20地区自治会長・20地区地域づくり協議会長（沼島を除く）

人 数：1地区 1～2名

**5. 南あわじ市スポーツ推進委員 【文化・スポーツ振興課 ☎43-5234】**

頻 度：2年ごと（直近の依頼:令和7年11月/次回の依頼:令和9年11月頃）

役 割：市民のスポーツ推進や普及活動

依頼先：21地区自治会長

人 数：41名（現在の地区割人数は以下のとおり）

その他：現職本人の継続意思を担当課で確認した上で依頼

※地区自治会長宛の依頼文書に記載

◇現職委員の地区割人数

地区	男性	女性	合計
広田	2	2	4
倭文	2	1	3
松帆	2	2	10
湊	1		
津井	1		
丸山	1		
阿那賀	1		
伊加利	1		
西淡志知	1		

地区	男性	女性	合計
榎列・倭文	1	1	2
八木	1	1	2
市	1	1	2
神代	1	1	2
三原志知	1	1	2
福良	1	1	2
賀集	1	1	2
北阿万	1	1	2
潮美台	1	1	2
阿万	1	1	2
灘	1	1	2
沼島	1	1	2

**6. 南あわじ市スポーツ協会理事 【スポーツ協会事務局 ☎42-5630】**

頻 度：2年ごと（直近の依頼:令和7年11月/次回の依頼:令和9年11月頃）

役 割：市スポーツ協会の理事、地区でのスポーツ振興

依頼先：21地区自治会長

人 数：1地区 1名

その他：地区事情により、1年ごとで交代も可能

令和5年度に「体育協会」から「スポーツ協会」に団体名を変更

## 7. 主任児童委員 【福祉課 ☎43-5216】

頻 度 : 3年ごと (直近の依頼:令和7年6月/次回の依頼:令和10年6月頃)  
役 割 : 子どもや子育てに関する支援を専門に担当、関係機関と児童委員との連絡調整  
依頼先 : 21地区自治会長  
人 数 : 緑・西淡・三原 各2名 /南淡 3名

## 8. 民生委員・児童委員 【福祉課 ☎43-5216】

頻 度 : 3年ごと (直近の依頼:令和7年6月/次回の依頼:令和10年6月頃)  
役 割 : 住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政や支援・サービス事業者等への  
つなぎ役、高齢者等の見守りや安否確認 など  
依頼先 : 単位自治会長  
人 数 : 担当区域ごとに 1名  
その他 : 複数の単位自治会で1名を人選するところあれば、1つの自治会で複数名を  
人選するところもあります。現在の区域割は、次ページに掲載しています。

◇ 民生委員・児童委員区域割（任期:令和7年12月1日～令和10年11月30日）

地区	区 No.	自治会
緑	広田	1 山添
		2 山添
		3 川向・みどりが丘
		4 広田上
		5 中田
		6 大丸・堂丸団地
		7 市場
		8 不藤・広田南
		9 中筋
		10 徳原・中山
	倭文	11 長田
		12 神道
		13 庄田
		14 土井
		15 安住寺
西淡	松帆	16 古津路
		17 古津路・北浜
		18 慶野
		19 櫛田・宝明寺
		20 北方・塩浜
		21 江尻
		22 高屋
		23 脇田・戒旦寺
		24 志知川
		25 西路
	湊	26 東
		27 浜
		28 港
		29 西(上)・登立
		30 西(下)
		31 里上・里下
	津井	32 内原・中津浦
		33 中津浦
		34 雁来
		35 中央
		36 本村・西本村
	阿那賀	37 伊毘
		38 南・中・北
	丸山	39 木場・小木場
		40 小磯・松ヶ谷
41 端所・島・志知川・西路		
伊加利	42 山口・湯の河・本村	
	43 下所・畦原・仲野	
西淡志知	44 奥・口・飯山寺	
	45 南・北	
	46 志知・鉦	

地区	区 No.	自治会
三原	榎列	47 大榎列
		48 小榎列
		49 西川
		50 上幡多
		51 山所
		52 下幡多
		53 掃守(北)
		54 掃守(南)
		55 松田
		八木
	57 寺内	
	58 入田・養宜中	
	59 養宜上(下)	
	60 養宜上(上)	
	61 鳥井	
	62 立石・国分	
	63 新庄	
	64 野原・徳野	
	市	
		66 青木(下)
		67 福永(上)
		68 福永(下)
		69 円行寺・小井
		70 善光寺・市
		71 十一ヶ所
72 徳長・新		
73 三條(下)		
74 三條(上)		
神代		75 社家・久保・段・上中原
		76 浦壁
		77 黒道・喜来・富田
		78 籠池
		79 北所
	80 南上・経所・南所	
	81 城家	
	82 国上・小路	
	倭文	83 委文・高
		84 流・高
三原志知	85 松本・佐礼尾・難波	
	86 中島下・中島大・中島上	

◇ 民生委員・児童委員区域割（任期:令和7年12月1日～令和10年11月30日）

地区	区 No.	自治会
南淡	福良	87 東本町
		88 向谷
		89 築地
		90 本町
		91 東一丁目・西一丁目
		92 二丁目
		93 北納屋町
		94 南納屋町
		95 備前町・仲之町
		96 戎町
		97 住吉町
		98 五分一町
		99 網屋町
		100 谷川町
		101 東十軒家
		102 西十軒家
		103 仁尾
	104 浜町	
	105 うずしお台	
	106 かるも	
	賀集	107 鍛冶屋
		108 賀集
		109 八幡西・さくら台
		110 八幡南・中・北
		111 立川瀬・辻川原
		112 八幡東・西田
		113 野田・牛内
114 生子・東山		
115 高萩		
116 福井		
117 福井北		
北阿万	118 稲田南	
	119 伊賀野	
	120 伊賀野	
	121 新田中	
	122 新田北	
	123 筒井	
	124 筒井	
	125 高原	
潮美台	126 1丁目	
	127 2丁目	

地区	区 No.	自治会
南淡	阿万	128 上町
		129 上町
		130 下町
		131 佐野
		132 塩屋
		133 中西
		134 吹上
		135 西町
		136 西町
		137 東町
		138 東町
	139 丸田	
	灘	140 来川・白崎
		141 黒岩・惣川・吉野
		142 山本・城方・油谷・払川
		143 円実・土生・大川
	沼島	144 地野・仁頃
		145 南区
146 中区		
147 北区		
148 泊区・東区		

## 9. 民生・児童協力委員 【福祉課 ☎43-5216】

頻 度 : 3年ごと (直近の依頼:令和7年8月/次回の依頼:令和10年8月頃)

役 割 : 民生委員・児童委員の活動を補佐

依頼先 : 単位自治会長

人 数 : 民生委員・児童委員1人につき2名 (一部1名・3名の地区もあります)

その他 : 「民生委員・児童委員」の推薦が終わった後に、市から依頼文書が送付されます。

## 10. 農業委員会委員 【農業委員会事務局 ☎43-5236】

頻 度 : 3年ごと (直近の依頼:令和7年11月/次回の依頼:令和10年11月)

役 割 : ① 農地の貸借・売買の決定等及び県知事への転用許可に対する意見

② 担当地区での農地利用の最適化のための実践活動(農地利用の集積・集約化、耕作放棄地発生防止・解消、新規参入の支援活動)

③ 「地域計画」策定における「目標地図」の作成に対する支援

④ ①～③について、地元の各委員と連携・協力した対応による活動

依頼先 : 21地区自治会長

人 数 : 次ページのとおり (現在の地区割)

その他 : できる限り、認定農業者の推薦について配慮いただけるよう依頼

**11. 農地利用最適化推進委員 【農業委員会事務局 ☎43-5236】**

頻 度：3年ごと（直近の依頼:令和7年11月/次回の依頼:令和10年11月）

役 割：① 担当地区での農地利用の最適化のための実践活動（農地利用の集積・集約化、耕作放棄地発生防止・解消、新規参入の支援活動）

② 「地域計画」策定における「目標地図」の作成に対する支援

③ ①、②について、地元の各委員と連携・協力した対応による活動

依頼先：21地区自治会長

人 数：下記のとおり（現在の地区割）

その他：農業委員会委員の推薦依頼と同時に依頼

地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
広田	1	2
倭文	1	2
松帆	1	4
湊	1	1
津井		
丸山	1	2
阿那賀		
伊加利		
西淡志知		

地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
榎列・倭文	2	榎列3/倭文1
八木	2	4
市	1	2
神代	1	3
三原志知	1	1
賀集	2	3
北阿万	1	2
福良		1
阿万	1	3
灘・沼島		1

## 12. 農林業センサス 調査員 【総務課 ☎43-5001】

頻 度 : 5年ごと (直近の依頼:令和6年8月/次回の依頼:令和11年8月)

役 割 : 5年に1度実施される農林業センサスの調査員

※農林業センサス…市内の農林業に従事する全ての人を対象とした調査

依頼先 : 単位自治会長

人 数 : 単位自治会ごとに 1名~3名

※複数の単位自治会で1名を人選するところもあります。

## 13. 国勢調査 調査員 【総務課 ☎43-5001】

頻 度 : 5年ごと (直近の依頼:令和7年4月~5月/次回の依頼:令和12年4~5月)

役 割 : 5年に1度実施される国勢調査の調査員

依頼先 : 単位自治会長

人 数 : 単位自治会ごとに 1名~3名

※複数の単位自治会で1名を人選するところもあります。

## 配布物の依頼

### ① 門松代用カード 【農林振興課 ☎43-5223】

時 期：毎年 11月～12月

依頼先：単位自治会長

内 容：全戸配布（1世帯あたり2枚ずつ）

目 的：森林資源の保護と伝統文化の継承

### ② ゴミ収集カレンダー 【環境課 ☎43-5214】

時 期：毎年 2月 （年度末）

依頼先：単位自治会長

内 容：全戸配布（1世帯あたり1枚ずつ）

目 的：次年度(4月～翌年3月)のゴミ収集日や分別方法等の周知

※この他にも、21地区自治会の代表者で構成される「南あわじ市連合自治会」の  
理事会で承認されたものに限り、全戸配布や回覧の依頼があります。

※上記配布物は、急ぎのものを除き各地区市民交流センターを通じてお渡しします。

## 募金・寄付金の依頼

### ① 日本赤十字社活動資金 【福祉課 ☎43-5216】

時 期 : 毎年 4月上旬

依頼先 : 単位自治会長

内 容 : 災害救護をはじめとする赤十字活動の活動資金募集

その他 : 各地区市民交流センターを通じて、依頼文書とチラシ・協力証シールを配布

### ② 南あわじ市社会福祉協議会会費 【市社会福祉協議会 ☎44-3007】

時 期 : 毎年 4月下旬から6月下旬

依頼先 : 単位自治会長

内 容 : 1世帯あたり500円

市内で地域福祉活動を推進している南あわじ市社会福祉協議会の会費の依頼

その他 : 社会福祉協議会が各地区(21地区)の会議等で依頼

※会議の訪問時期は、各地区市民交流センターを通じて調整

### ③ 赤い羽根共同募金 【市社会福祉協議会 ☎44-3007】

時 期 : 毎年 8月中旬から10月下旬

依頼先 : 単位自治会長

内 容 : 1世帯あたり700円

地域福祉推進を目的とする募金運動である共同募金の協力依頼

その他 : 社会福祉協議会が各地区(21地区)の会議等で依頼

※会議の訪問時期は、各地区市民交流センターを通じて調整

## 市全域事業への参加

### ① 全島一斉清掃 【環境課 ☎43-5214】

時 期：毎年 7月、11月の年2回

内 容：各自治会区域内の環境美化活動

《全島一斉清掃とは》

淡路県民局、島内3市と住民・団体が、道路・河川・海岸などの散乱ゴミの清掃等を行い、島内の環境美化を図る事業(平成2年度～)

### ② 南あわじ市総合防災訓練 【危機管理課 ☎43-5203】

時 期：毎年 11月

内 容：各自治会における自主防災訓練の実施

※危機管理課より単位自治会へ実施依頼の文書を送付

※各単位自治会は訓練実施後に、実施内容を危機管理課へ報告

その他：自主防災組織を結成している自治会は、「自主防災組織育成事業補助金」を活用可能。活用にあたっては事前申請が必要。

場所	組織	電話番号	主な業務
本館 1階	総合窓口センター	43-5212	諸証明発行、戸籍、国民年金、マイナンバーカードなど
	税 務 課	43-5213	市・県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税、税証明など
	収 納 対 策 課	43-5264	税・保険料の徴収、納税相談など
	環 境 課	43-5214	ごみ減量化、公害対策、狂犬病予防接種、火葬場の管理運営など
	福 祉 課	43-5216	地域福祉、生活保護、障がい者福祉、母子(父子)および寡婦福祉など
	長 寿 ・ 保 険 課	43-5217	介護保険など
	長 寿 ・ 保 険 課 ( 医 療 保 険 係 )	43-5257	医療保険など
	長 寿 ・ 保 険 課 ( 生 涯 活 躍 推 進 室 )	43-5260	高齢者等の生涯活躍推進、老人クラブなど
	地域包括ケア推進課	43-5237	高齢者の総合相談、介護予防、認知症施策の推進など
	健 康 課	43-5218	母子保健、健康診査、健康相談、診療所、こども家庭センターなど
	会 計 課	43-5229	現金収納、出納など
本館 2階	商 工 観 光 課	43-5221	商工業振興、地場産業振興、起業家支援、観光業振興など
	食のブランド推進課	43-5224	食のブランド推進、食の拠点事業の企画調整など
	食のブランド推進課 ( つ な が り 開 発 室 )	43-5251	関係人口、ふるさと納税など
	水 産 振 興 課	43-5243	水産業振興、漁港整備など
	農 林 振 興 課	43-5223	農林畜産業振興、鳥獣対策、バイオマス事業など
	農 地 整 備 課	43-5225	農業施設の維持管理、ほ場整備など
	建 設 課	43-5226	道路橋梁の維持管理、河川の維持補修など
	用 地 対 策 課	43-5263	用地対策、地籍調査など
	都 市 政 策 課	43-5227	都市計画、市営住宅、空き家政策など
	建 築 技 術 課	43-5252	建築・土木等に係る指導・助言、建築の設計・積算・施工管理など
	農業委員会事務局	43-5236	農地の権利移動、転用、利用の最適化の推進など

場所	組織	電話番号	主な業務
本館 3階	総務課	43-5001	行政組織、文書法制、人事給与、統計調査、秘書、人材育成など
	財政課	43-5210	入札・契約、予算、決算、財政計画など
	ふるさと創生課	43-5205	総合計画、地方創生戦略、男女共同参画、国際交流、定住促進など
	シティプロモーション課	43-5201	情報発信(ホームページ、広報紙、LINE、さんさんネット、SNS等)
	うずしお世界遺産推進課	43-5207	うずしお世界遺産登録推進など
	資産活用推進課	43-5261	遊休等公的資産の有効活用、企業誘致、庁舎管理、財産区など
	市民協働課	43-5244	地域づくり、自治会、市民交流センター、消費生活センターなど
	交通政策課	43-5262	交通政策、生活路線バス・離島航路など
	危機管理課	43-5203	災害対策、国民保護、消防団、交通安全、防犯など
	選挙管理委員会事務局	43-5004	選挙事務など
	監査委員事務局 ・固定資産評価委員会事務局	43-5235	監査事務など 固定資産税評価に対する不服審査事務など
本館 4階	議会事務局	43-5005	議会事務など
	総務課 (業務改善推進室)	43-5206	庁内業務改善、情報化推進など
第1別館 1階	下水道課	43-5228	下水道施設の整備・維持管理、加入促進、下水道の経営など
	淡路広域水道企業団 南あわじ市サービスセンター (お客さまセンター)	0570 -091-132	上水道の窓口受付、料金等の問合せ、開閉栓の手続き、検針、漏水の減免
第1別館 2階	教育総務課	43-5230	教育委員会、小中学校組合、学校施設の維持管理
	子ども未来課	43-5219	保育所、幼稚園、認定子ども園に関することなど
	学校教育課	43-5231	小学校、中学校に関することなど
第2別館 2階	生涯学習課	43-5038	人権教育、公民館業務、アフタースクール(学童保育)、青少年教育など
	文化・スポーツ振興課	43-5234	芸術・文化、伝統芸能、文化財、スポーツ施設、スポーツ団体など
	文化・スポーツ振興課 (ミナ・カツ推進室)	43-5265	中学校部活動の地域展開など





発行：南あわじ市【市民協働課】／南あわじ市連合自治会

（令和8年4月）

☎ 0799-43-5244